

上尾市大谷地域包括支援センター（介護予防支援事業所）運営規程

※介護保険法 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第17条「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 職員の職種、員数及び職務内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 5 通常の事業の実施地域
- 6 その他運営に関する重要事項

第1条（事業の目的）

医療法人社団愛友会（上尾中央第二病院）が開設する上尾市大谷地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 利用者の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
3. 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
4. 指定介護予防支援等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又

は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5. 事業の運営に当たっては、上尾市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。
6. 利用者の人権、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じる。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 上尾市大谷地域包括支援センター介護予防支援事業所
2. 所在地 上尾市大字地頭方420番地8

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の担当職員その他の従業員の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他命令等を一元的に行う。
2. 担当職員（3名以上）
保健師又は看護師1名以上（常勤）
主任介護支援専門員1名以上（常勤）
社会福祉士1名以上（常勤）
担当職員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

センターの開業日及び開業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝祭日、年末年始を除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

第6条（指定介護予防支援等の提供方法、内容及びその他の費用の額等）

指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定介護予防を提供した場合の利用額は、介護報酬の告示上の額とする。

1. 提供方法
介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省第37号第29条から31条の規

定)に従って実施する。

2. 利用者の相談を受ける場所

自宅、センター内、サービス事業所等とする。

3. サービス担当者会議

1) 開催場所は、自宅、センター内、サービス事業所等とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況に関する状況を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

3) サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他情報通信機器を活用して行うことができるが、利用者またはその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないものとする。

4. 担当者による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があった時

なお、利用者の自宅を訪問しない月は、サービス事業所への訪問もしくは、電話等により利用者の様子を確認する。

5. モニタリングの記録

少なくとも1月に1回

第7条 (通常の事業の実施地域)

事業の実施地域は、上尾市大谷地区(地頭方・壺丁目・壺丁目東・壺丁目西・壺丁目南・壺丁目北・今泉(ただし三井住宅と三井サニータウンは除く)・東今泉・向山・大谷本郷・堤崎・中新井・戸崎・川・西宮下とする。

第8条 (事故発生時の対応)

担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者、上尾市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第9条 (苦情対応)

センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

第 10 条 （個人情報の保護）

センターは、利用者又は家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切な取り扱いに勤める。業務上で知り得た利用者又は家族の個人情報については、介護予防サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を書面により得るものとする。

第 11 条 （虐待防止に関する事項）

センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の処置を講じるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備。
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
4. 虐待防止に関する担当者の設置。

第 12 条 （業務継続計画の策定等）

1. センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. センターは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
3. センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 13 条 （衛生管理等）

センターは、センターにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように次の処置を講じる。

1. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果を従業員に周知する。
2. 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
3. 従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

第 14 条 （その他運営についての留意事項）

1. 従業員の資質向上を図るための研修の機会を作り、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

②継続研修 年 1 回

2. 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
3. 業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務ができるように、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
5. 適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害することを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
6. センターは、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスが終了した日から 2 年間は、保存するものとする。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は上尾市、医療法人社団愛友会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025 年（令和 7 年）3 月 1 日から施行する。